

静県薬第498号
令和5年10月10日

各地域薬剤師会会长 様

公益社団法人静岡県薬剤師会
会長 岡田国一

医療機関等に向けた「マイナ保険証活用セミナー」開催のご案内
<YouTube等動画配信>

標題の件について、日本薬剤師会から別添写（令和5年10月6日付け日薬業発第247号）のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

(実施概要)

- ・開催者：厚生労働省
- ・日時：令和5年10月10日（火） 17:00～17:45
- ・内容：マイナ保険証利用促進のために必要な取組について
(医療機関及びカードリーダー事業者にお集まりいただき、取組内容のご紹介やトラブルシューティングの解説など)
- ・方法：YouTube Liveでの配信（アーカイブはYouTube上に残されます）
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0001210262_00024.html
- ・ライブ配信 URL
<https://youtube.com/live/jNInWOY7UEM?feature=share>



担当：静岡県薬剤師会事務局業務スタッフ；鈴木
電話：054-203-2023／FAX：054-203-2028
E-mail：maki@shizuyaku.or.jp



日 薬 業 発 第 247 号
令 和 5 年 10 月 6 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 森 昌平

医療機関等に向けた「マイナ保険証活用セミナー」開催のご案内
<YouTube 等動画配信>

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

「マイナ保険証、1度使ってみませんか」キャンペーンの実施については、先日、開催されたマイナ保険証の利用促進に向けた関係団体等との意見交換会において別添のとおり示されました。

その中で、医療機関等を通じたアプローチとして、標記について、下記の内容で実施されることとなりました。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

記

(実施概要)

- ・開催者：厚生労働省
- ・日 時：令和5年10月10日（火）17：00～17：45
- ・内 容：マイナ保険証利用促進のために必要な取組について
(医療機関及びカードリーダー事業者にお集まりいただき、取組内容のご紹介やトラブルシューティングの解説など)
- ・方 法：YouTube Live での配信（アーカイブは YouTube 上に残されます）

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0001210262_00024.html

以上

(別添)

- ・マイナ保険証の利用促進に向けた関係団体等との意見交換会資料
(令和5年10月5日付け)

「マイナ保険証、1度使ってみませんか」キャンペーンの実施状況について

- より良い医療の提供のため、マイナ保険証の利用促進が重要であり、厚生労働省とデジタル庁が連携し、「マイナ保険証、1度使ってみませんか」を軸に様々な取組を実施。

医療機関等を通じたアプローチ

- (1) マイナ保険証利用の好事例の厚生労働大臣視察とPR (厚労省)
 - ・慈恵医大病院 (8/31)、日本調剤 (9/6)
- (2) 厚生労働大臣等と関係団体の意見交換、団体の取組促進 (厚労省)
 - ・①日医・日歯・日薬・四病協 (9/8)、②薬剤師・薬局関係団体 (9/13)
- (3) 公的病院・公立病院に対するマイナ保険証利用促進の要請 (厚労省)
 - ・関係省庁を通じて、ポスター等での周知、好事例を参考とした事務の工夫を要請
- (4) 厚生労働大臣等出席の意見交換会の開催 (厚労省・医療関係団体等・保険者団体等が参加) (厚労省)
 - ・医療関係団体と厚労省で連名のポスター等を作成、意見交換会で公表 (10/5)
- (5) 医療機関向けマイナ保険証活用セミナー (YouTube等動画配信) (厚労省)
 - ・医療機関等の好事例、システムトラブル時の対応ノウハウの配信 (10/10予定)

被保険者の皆様へのアプローチ

- (1) マイナ保険証・カードリーダーのデモ体験の実施、使い方動画・チラシの作成 (デジタル庁)
 - ・市町村役場、鉄道駅、イベント会場等でデモ体験会を開催(8月～隨時)
 - ・使い方動画・チラシを作成し、HPやSNS(デジタル庁公式X、note)で情報発信。上記体験会でも活用。
- (2) 国共済・地共済等でのマイナ保険証利用促進の要請 (厚労省)
 - ・関係省庁を通じて、組合員等への積極的な広報を要請
- (3) 厚生労働大臣等出席の意見交換会の開催 (厚労省・医療関係団体等・保険者団体等が参加) (厚労省) 【再掲】
- (4) 保険者によるチラシ、メール等を活用した加入者へのマイナ保険証利用勧奨 (厚労省)
- (5) 政府広報を通じた周知 (厚労省)
 - ・政府広報としてインターネットバナー広告